資料１

農業参入の促進について

令和８年６月

農林水産省経営局経営政策課

1. 我が国の担い手・農地の状況

担い手の状況

○　すう勢ベースでは、**農業経営体は大きく減少**する見込み。経営体の種別では、準主業＋副業、主業（個人）の順に減少する一方で、**法人等団体は増加**。
○　経営耕地面積に着目すると、これまで、10ha未満層が減少している一方で、10ha以上層は大きく増加。**離農した経営体の農地を引き受けることによって経営体の大規模化が進展**している。
○　農業生産を維持するためには、**新規就農・新規参入**に加えて、**担い手の育成・規模拡大**が必要。

○　農業経営体の構成の見通し（2020年→2030年）

	２０２０年	２０２５年	２０３０年（すう勢）
総経営体数	１０８万	８４万	５４万
うち			
法人等団体	４万	４万	５万
主業経営体	２３万	１９万	１１万
準主業･副業的経営体	８１万	６１万	３８万

経営規模の拡大がない場合、２０２０年と比べて
約３割の農地が利用されなくなるおそれ
（主な耕種農業での試算）

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前１年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

出典：農林水産省「農林業センサス」及び各種面積統計を基にした農林水産省試算

○経営耕地規模別の経営体数の変化率（都府県）（2015年→2025年）

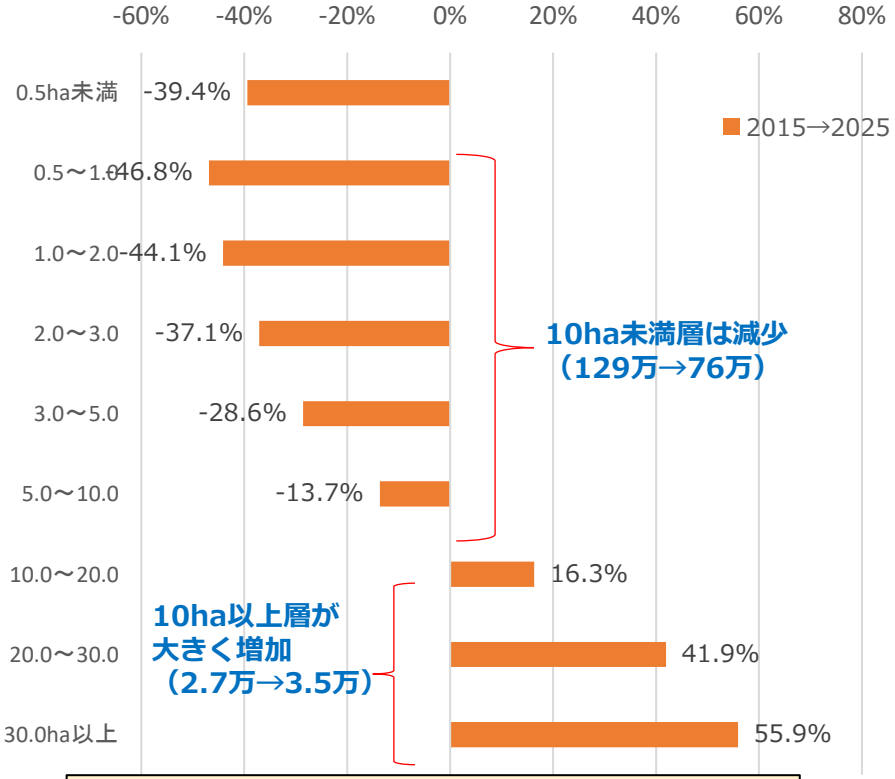

離農した経営体の農地を引き受けることによって経営体の大規模化が進展

出典：農林水産省「農林業センサス」をもとに農林水産省にて集計

法人経営体の動向

○ **法人その他団体経営体**は、年々拡大し、**販売金額の約４割**、**経営耕地面積の約３割**を担う。
○ 法人等の担い手が**離農農地の受皿として経営規模を拡大**し、**地域の農業生産や農地維持に貢献**。

法人経営体の推移

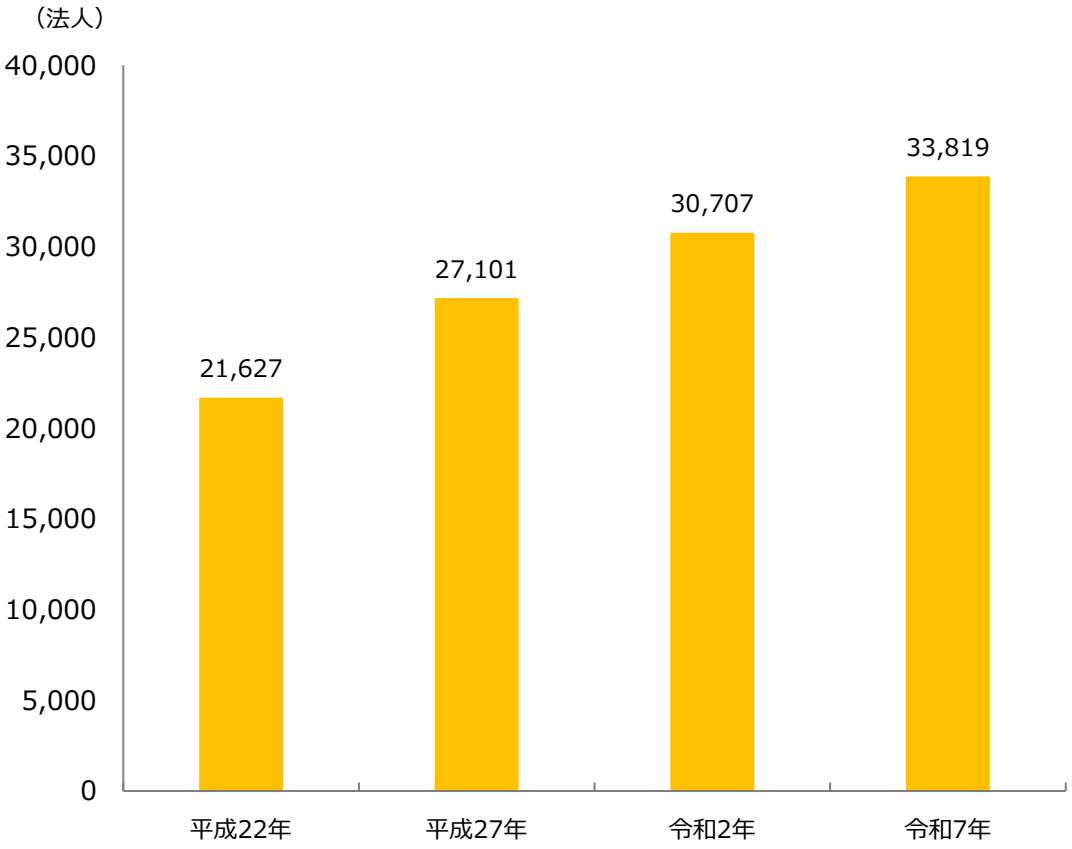

資料：農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和７年)

農業生産に占める団体経営体（法人･その他）のシェア

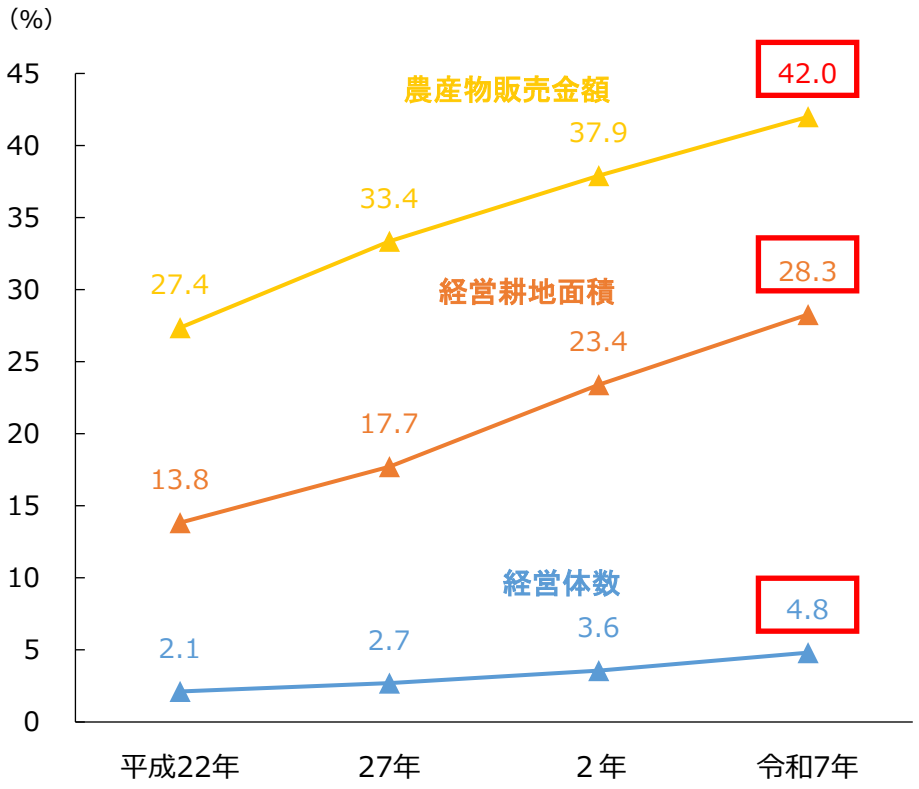

資料：農林水産省「農林業センサス」を基に農林水産省試算。
注１：平成22年の農産物販売金額及び経営耕地面積は、組替集計値を使用。
注２：農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

農地の状況

○　これまで、担い手への農地の集積を推進してきた結果、**農地集積率は6割まで進展**。今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るためには、農地の集積にとどまらず、**農地の集約化**が必要。

○　担い手への農地集積の推移

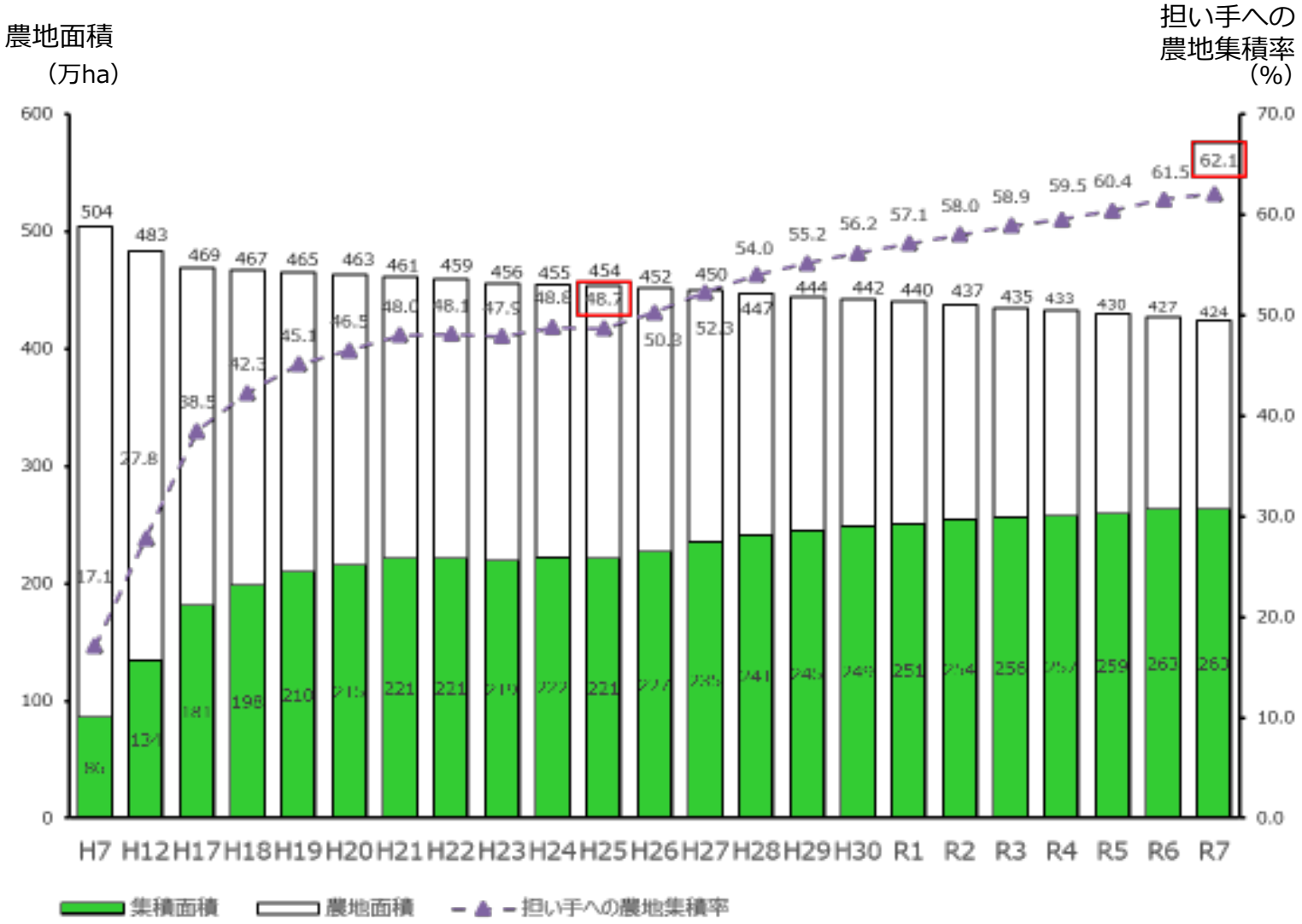

○　農地の集約化による生産性向上の例

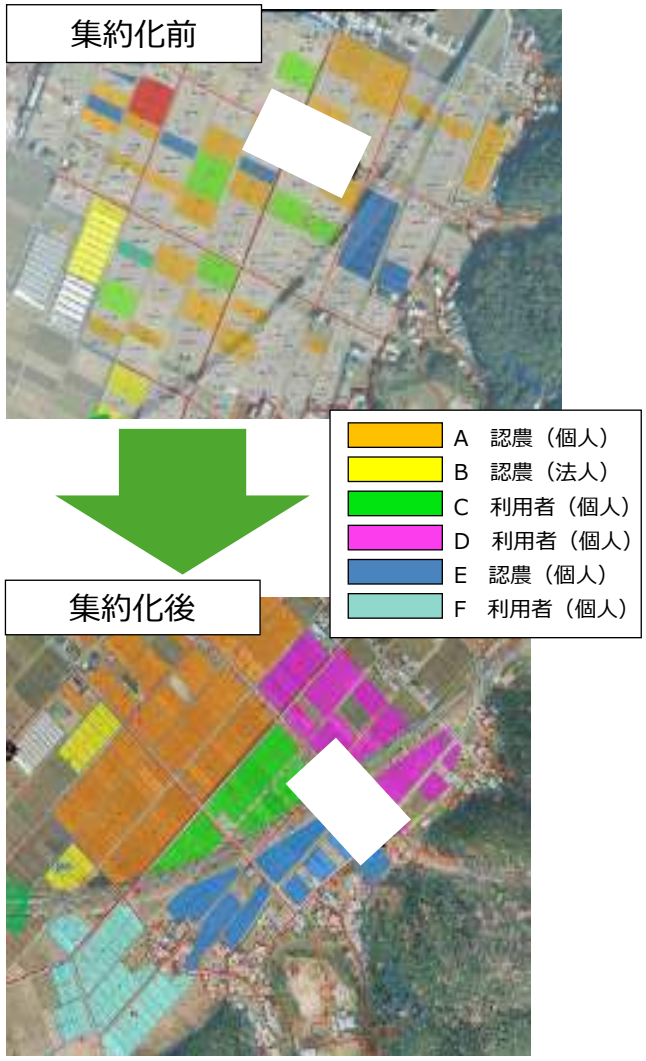

✓農地を集約化し、生産性を向上

出典：経営局農地政策課調べ（R8.6月時点）

担い手の確保に向けた基本的な考え方

- 農業者が急速に減少する中で

「地域農業を維持する人の確保」が**最大の課題**

- こうした課題の解決に向けて、
  - ①　既存経営体の**規模拡大・他地域への参入**
  - ②　**新規就農**
  - ③　**新規参入**（企業）

- 今後の地域農業の設計図である**地域計画**に基づき、農地の集約化と併せてこれらの取組を**一体的に推進**

２．農業参入の状況

法人が農業に参入する場合の要件

○ 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
○ 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
○ 貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件（個人と共通）

1．農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2．周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を所有したい →

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1．法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社

2．事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）［売上高の過半］

3．議決権 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
（会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）

4．役員
- 役員の過半が法人が行う農業に常時従事する構成員であること
- 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

農地を借りたい →

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

1．貸借契約に解除条件が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2．地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3．業務執行役員又は重要な使用人が1人以上耕作の事業に常時従事すること
耕作の事業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農地所有適格法人の農業参入の動向

農地所有適格法人数の推移

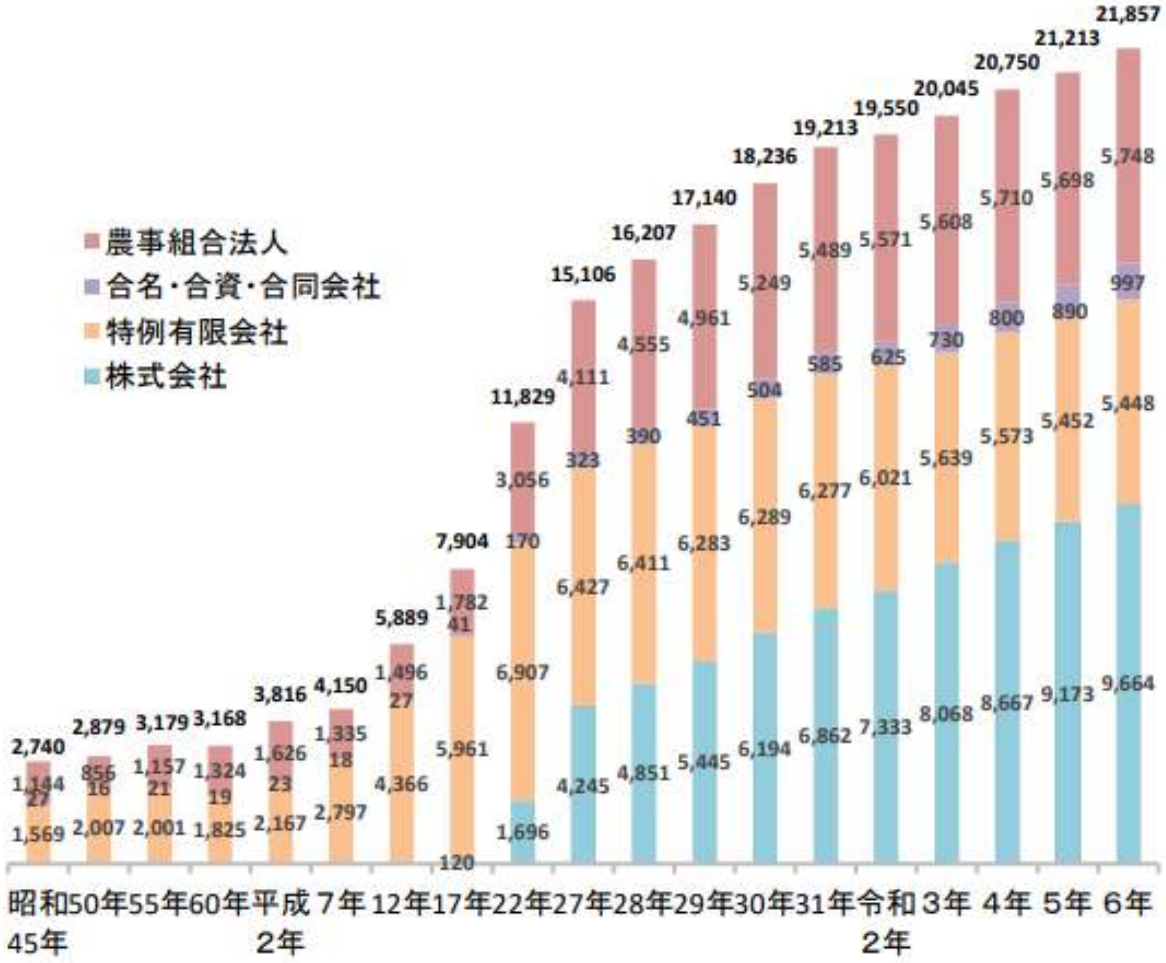

注:「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

営農類型別の農地所有適格法人数

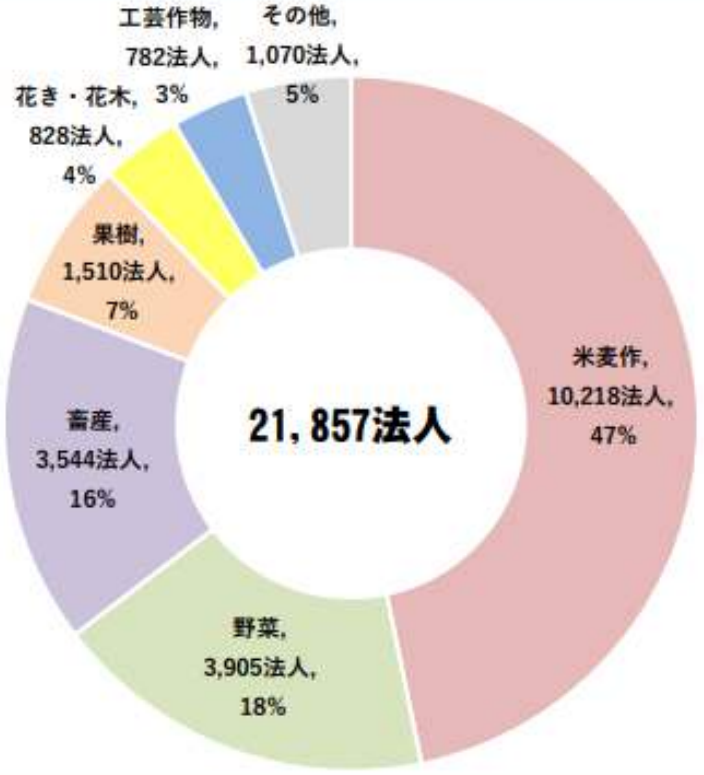

適格法人の総経営面積及び平均面積

適格法人の経営面積の合計	692,778ha
1法人当たりの平均面積	31.7ha

資料:農林水産省経営局調べ(令和6年1月1日現在)

リース法人の農業参入の動向

リース法人数の推移

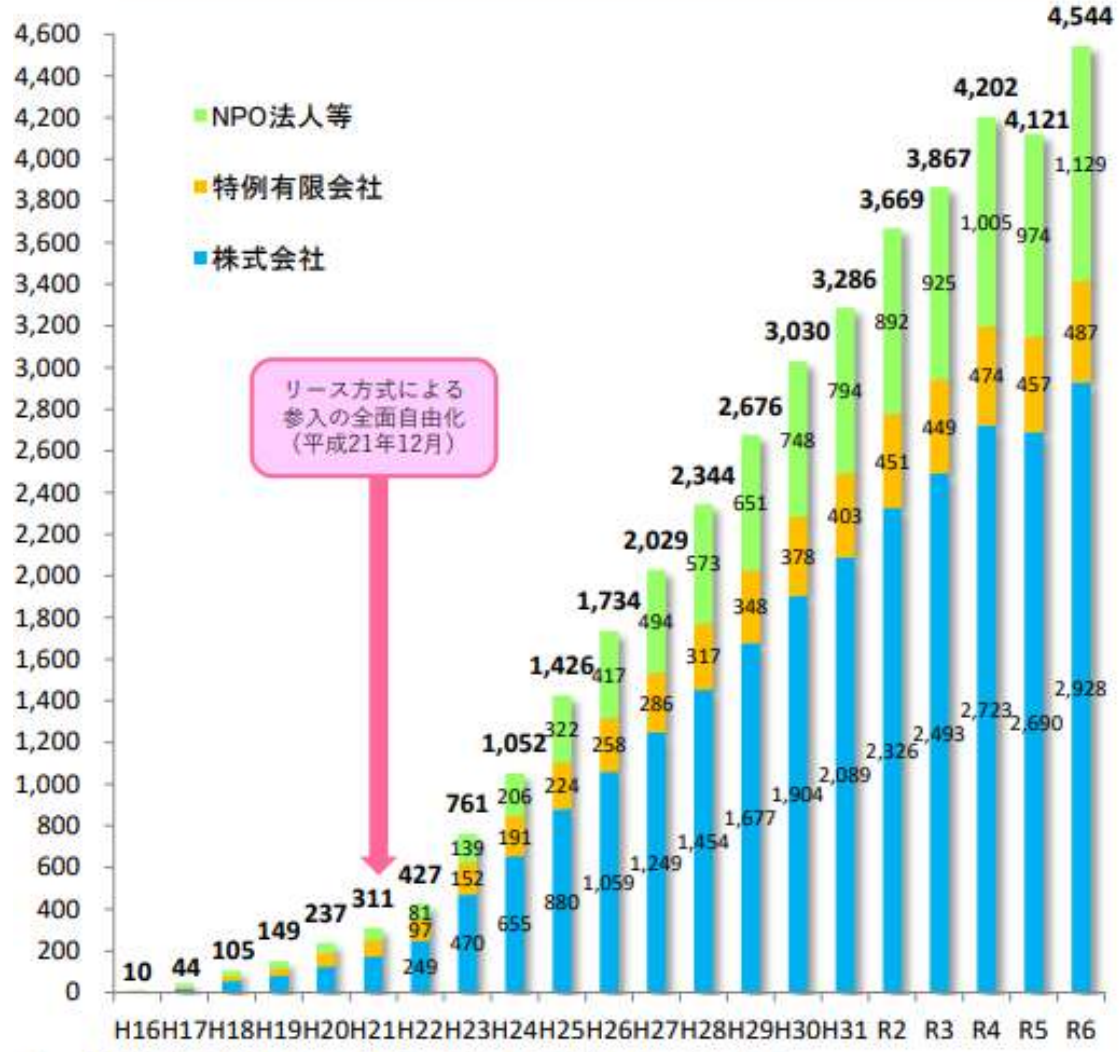

注1：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

注2：平成15年に構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とし、平成17年に全国展開。

注3：令和5年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。

注4：法人数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。

営農類型別のリース法人数

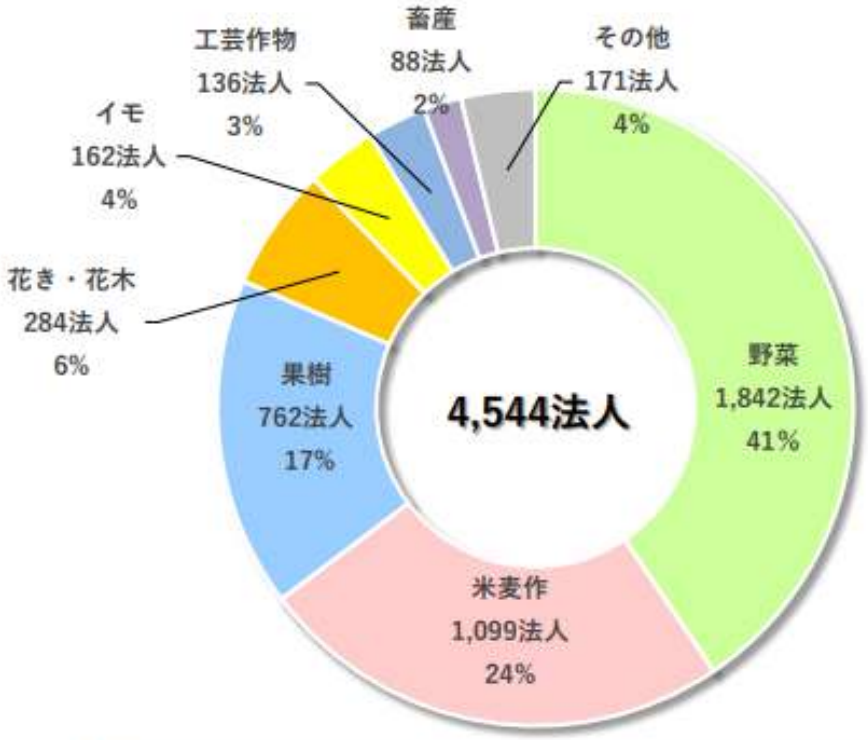

リース法人の総借入面積及び平均面積

リース法人の借入面積の合計	18,096ha
1法人当たりの平均面積	4.0ha

資料：農林水産省経営局調べ（令和6年1月1日現在）

農業経営発展計画制度について

○　農地所有適格法人が、**出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）**について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、**議決権要件**の特例を措置（令和７年４月施行）

申請者
（農地所有適格法人）

更なる経営発展に取り組みたい

農産物の取引
出資

出資者
（食品事業者等）

出資者の要件
- **取引実績のある食品事業者、地銀ファンド等（投資円滑化法の承認組合に限る）**であること

申請者の要件
- 認定農業者として**５年以上の実績**があること
- **地域計画に位置付けられている**こと
- **農地の権利移転・転用、取締役の選解任の決定について、株主総会の特別決議（2/3の賛成）を要する旨が定款において定められている**こと

計画の記載事項
- **農業経営の発展に関する目標**
- **出資額**等の出資に関する事項
- **目標達成のための措置**内容
- 所有権等を有している農地
- 今後権利を取得しようとしている農地

等

計画申請　**計画認定、監督**

農林水産大臣

情報提供・協議（※）　**情報提供・協議同意（※）**

都道府県・市町村・農委

※協議内容は、農地法第3条～5条のみなし規定関連のもの

大臣による計画の認定要件
- **地域計画の達成に資すること**、内容が目標達成のために適切であること
- **農地の全てを適正に利用していること**、**農地の権利移転・転用が計画の達成に支障を及ぼすおそれがない**こと　等

この制度について御興味のある法人の方は農林水産省経営局農地政策課まで御連絡ください

特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、
①　**農業関係者が1/3超の議決権**を有していること、かつ、
②　**農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権**を有していること　を要件とする。

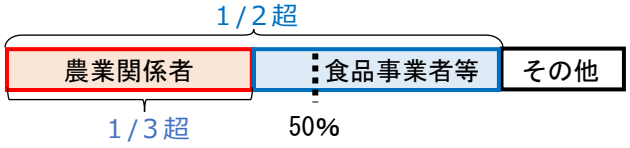

（参考）他産業からの出資を受けている農地所有適格法人の状況

○ **他産業の出資を受ける農地所有適格法人は年々増加**し、令和５年に1,302法人となっており、**その出資者の半数は、食品関係事業者。**

○ 農業経営体の急速な減少が見込まれる中、我が国農業の持続的な発展のためには、**企業の農業参入や農業法人との資本提携を推進していくことが重要。**このことは生産者と民間企業の直接取引を増加させ、**流通の透明化にも寄与。**

○ 農業関係者※以外の者から出資を受けている農地所有適格法人の推移

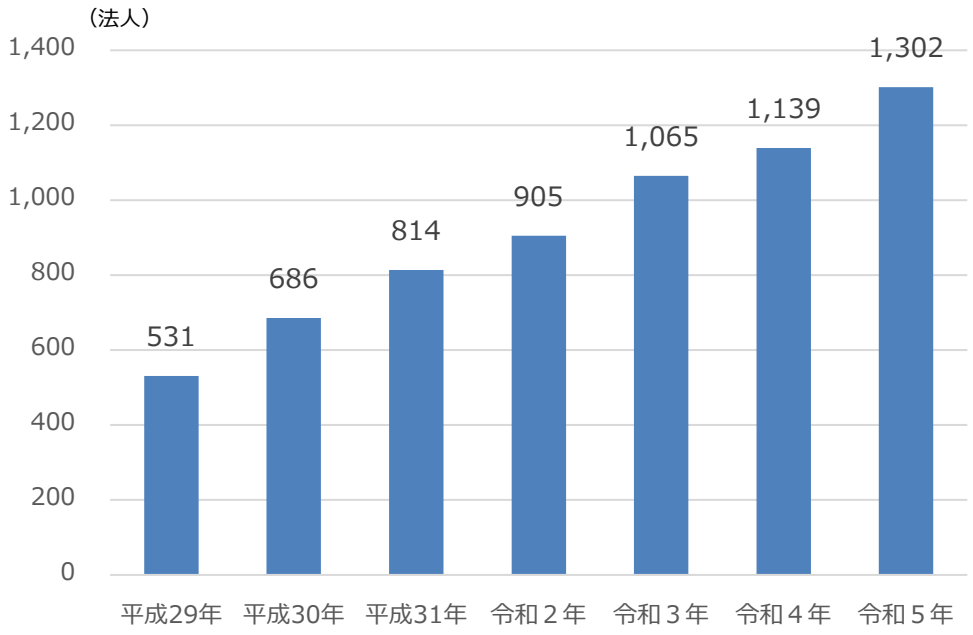

※農業関係者：法人の農業の常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等

○ 農地所有適格法人に出資している法人の業種（令和５年）

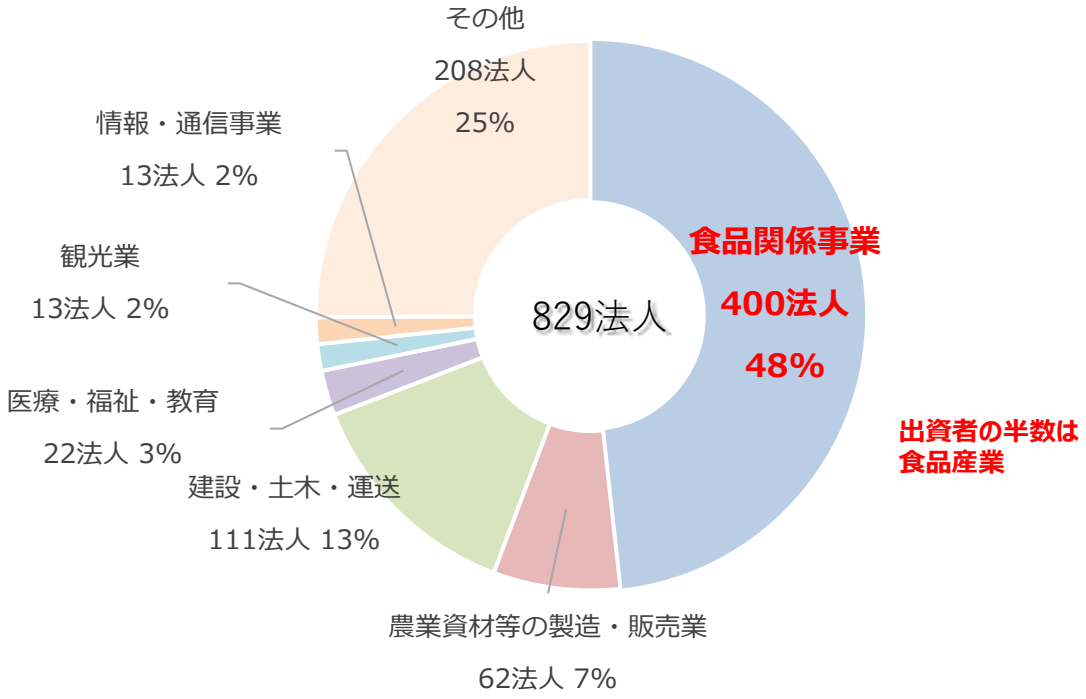

資料：農林水産省調べ

３．地域計画

地域計画の概要

○　令和５年の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話合いを踏まえ、**令和７年３月末までに地域計画を策定**。

○　**地域計画の目的**は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における**10年後の農地利用の明確化（目標地図）**を通じた、①**将来にわたる適正な農地利用の確保**、②**農地の集約化の推進による生産性向上**。

○　**地域計画策定の流れ**

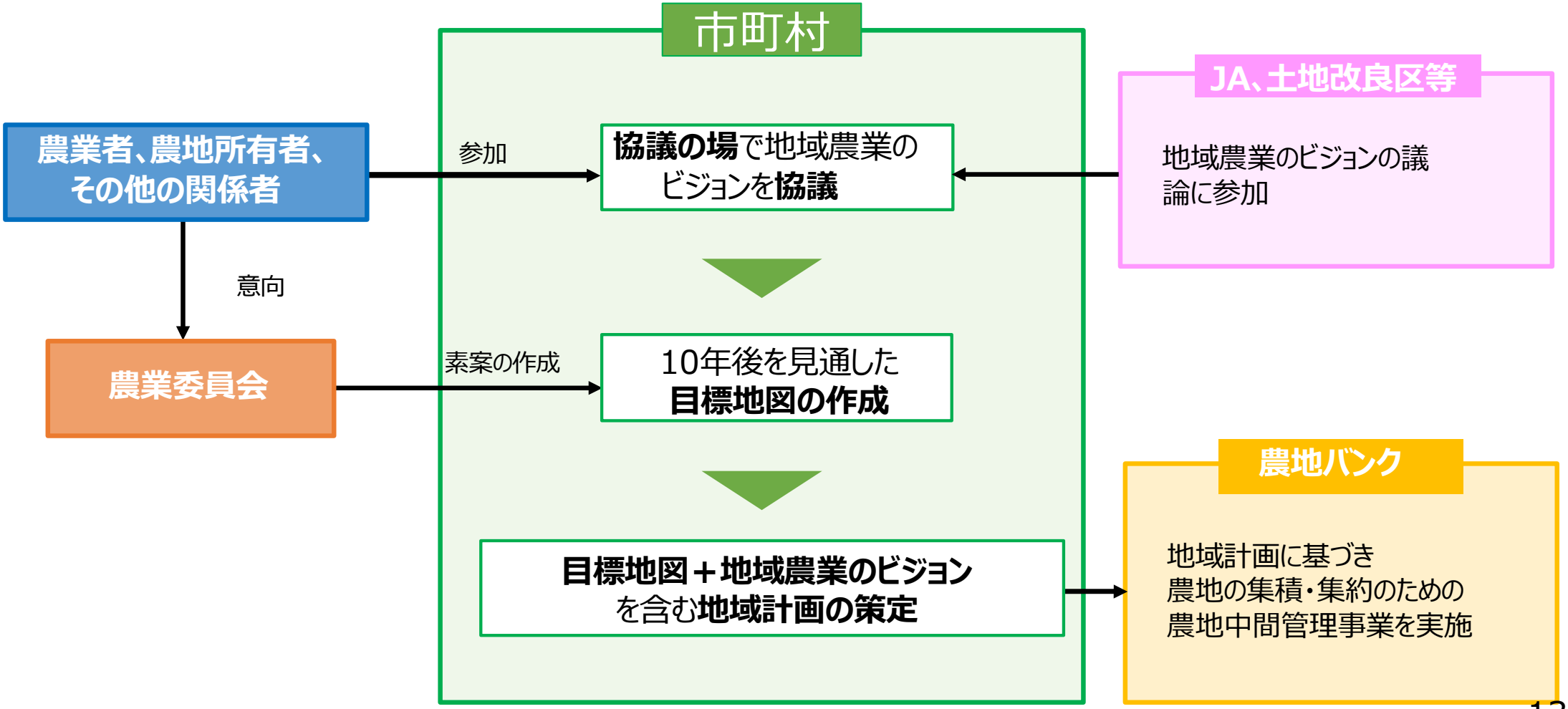

地域計画の策定状況

○　令和７年４月末時点の地域計画の策定数は、全国1,615市町村、18,894地区。地域計画区域内の農用地等面積は422万haと**農地のほとんどをカバー**。
○　しかし、このうち**将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約３割**にのぼるほか、目標地図を類型別に分類すると、**「将来の受け手に集約化」することが明確化**されているものは、策定数の**約１割**にとどまっている。

項　　目	令和７年４月末時点（確定値）
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 （策定予定数：2.0万地区）
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ｈａ
うち　目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ｈａ
うち　将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万ｈａ （31.7%）

※ 地域計画が定められた区域における農用地等の面積。
農地のほか、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【目標地図の分類結果】

①将来の受け手に集約化　2,053（11%）

②現況地図にほぼ近い　8,536（45%）

③将来の受け手が不足　7,690（41%）

※ その他、①～③のいずれにも分類されないものが615（3%）

（参考）地域外からの参入により集約化が進展したケース

○ 地域の話合いにおいて、高齢化による集落営農の継続が危ぶまれていた中で、県が実施していたマッチングイベントを通じて、首都圏の**大規模コメ生産法人が関心を持ち、参入**のきっかけができた。

○ 地域ぐるみで、**行政と関係者が一体となって法人と話合いを継続**し、**誘致**に取り組んだことにより、同法人が**当該集落営農組織の全ての農地を継承**し、**現地法人を立ち上げる**ことで、集積・集約化を図ることができた。

事例　**外部からの法人・企業参入により集約化が進展**

※以下の基礎情報は、地図上のエリア以外も含む。
- ○ 区域内の農用地等面積：74ha（うち受け手不在農地：17.8ha）
- ○ 現状集積率：37% ➡ 目標集積率：42%
- ○ 位置付けられた農業者：15人(うち担い手：5人)
- ○ 主に水稲を栽培

✓ 後継者不在等で経営継続が困難であった集落営農の経営(7.8ha)を**外部から参入した法人が経営継承**

今後の課題
- ✓ 畦畔除草や共有部分の管理に関する担い手と地域住民との協力関係の構築
- ✓ 担い手間の連携強化による情報、技術等の共有化

（参考）他産業からの参入により集約化が進展したケース

○ 地区内の**多くの農地を借り受けていた畜産農家の廃業を契機**に、**地域の農業者が耕作していくエリア**と**新規に企業誘致するエリア**を区分けする方針を決定。（企業誘致エリアは廃業した畜産農家の耕作エリアが中心）

○ **県が企業参入（果樹）を呼びかけ**たところ、経営の多角化を目指していた**市内の建設業者の誘致が実現**。圃場の一部については、**県の事業で基盤整備**を行い令和8年1月からキウイの定植を開始し、次年度以降、国の事業を活用し規模拡大していく予定。

事例　**他産業からの参入による集約化**

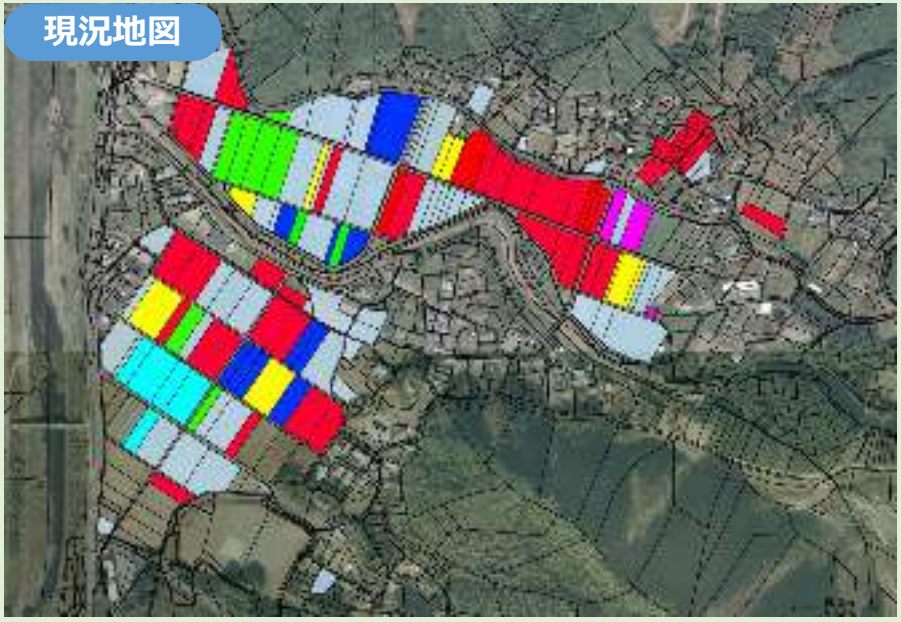

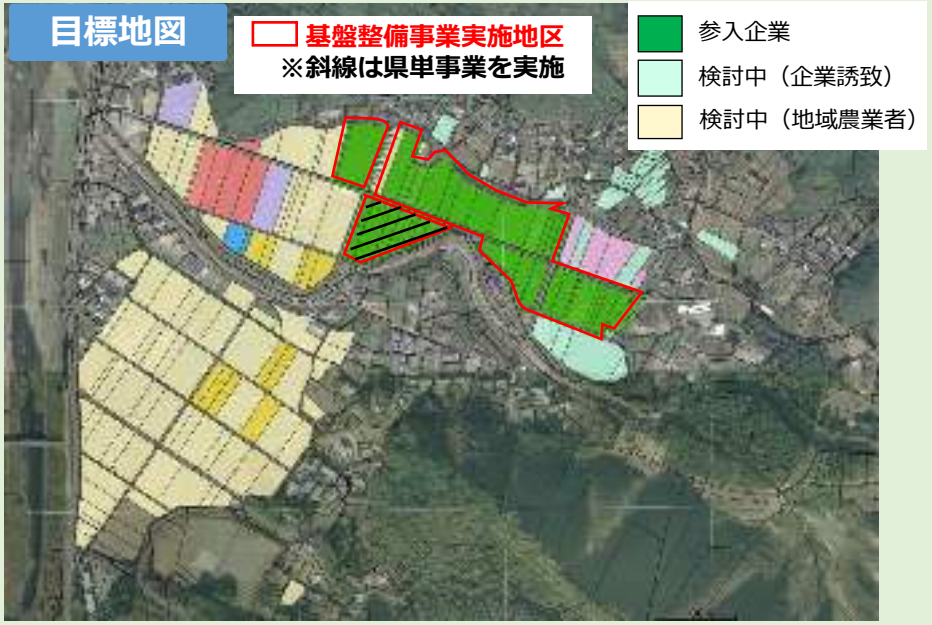

今後の課題

- ✓ **目標地図において「検討中」としている農地が多い**ことから、地域内での受け手探しを基本としつつ、引き続き企業を含めた地域外からの受け手の誘致を図るため、**地域住民との話し合いが必要**。
- ✓ 受け手の誘致を図るためには、水稲以外の作物が導入できるよう、**農地の汎用化**や、**大区画化のための農地交換・畦畔撤去**が必要。

○ 区域内の農用地等面積：18ha（うち受け手不在農地：12ha）
○ 現状集積率：13% ➡ 目標集積率：27%
○ 位置付けられた農業者：６人(うち担い手：２人)
○ 主に水稲、ニラを栽培

地域計画のブラッシュアップの必要性

- 類型①「将来の受け手に集約化」は１割にとどまり、残りの９割については、ブラッシュアップが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直すもの

地域計画のブラッシュアップを全国的に展開する必要

①将来の受け手に集約化

②現況地図にほぼ近い

③将来の受け手が不足

●地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

●地域の実情に応じて、必要な見直し
（地域計画の広域化等）

●地域計画のブラッシュアップ
〔担い手への農地の集約
受け手不在農地の解消 ⇔ 担い手の育成・確保〕

●地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

地域計画のブラッシュアップの具体的な取組

基本となる取組

- **推進体制の整備**

  例：市町村が中心となって、関係機関・団体と一体となった推進体制を整備

- **地域農業の将来の在り方の再確認**

  例：幅広い関係者と農地利用の在り方を含めた地域農業の将来像を再度共有

- **出し手・受け手の意向把握**

  例：**農業委員会**による受け手不在農地の出し手（本人・家族）の意向把握
  所有者・共有者不明農地の活用検討

- **継続的な協議の実施**

  例：**市町村**による協議の開催（必要に応じて複数回）
  市町村や**農業委員会**による話合いに未参加の関係者や地域外の担い手への参加の呼びかけ

地域の実情に応じた取組

- **新規就農者誘致に向けた取組**

  例：**市町村**や**農業委員会**による新規就農者誘致エリアの設定
  農地バンクや**JA**によるトレーニングファームの設置

- **担い手の受入に向けた取組**

  例：担い手の誘致エリアの設定

- **産地づくりに向けた取組**

  例：**市町村**や**JA**、**都道府県**による作物や栽培手法（有機農業等）に応じたエリアの設定
  農地バンクや**土地改良区**による基盤整備事業への取組、農地交換に係る話合いの実施

これらの取組を通じて担い手への農地の集約、受け手不在農地の解消等 → **目標地図に反映**（地域計画のブラッシュアップ） → **目標地図に即し、農地バンクを通じて権利設定・集約化**

（参考）地域計画のブラッシュアップのイメージ（受け手不在農地の団地化･担い手誘致の場合）

○　中山間地域に小規模な未整備農地が多く存在する当地区は、農業者の高齢化に伴い農地の維持管理が課題。
○　担い手が引き受け可能な農地は担い手に集積しつつ、引き受けが困難な農地については、地域外の担い手と連携し、栽培の手間が軽減できる作物による粗放的利用を視野に、地域計画をブラッシュアップ。

【ブラッシュアップ後のイメージ】

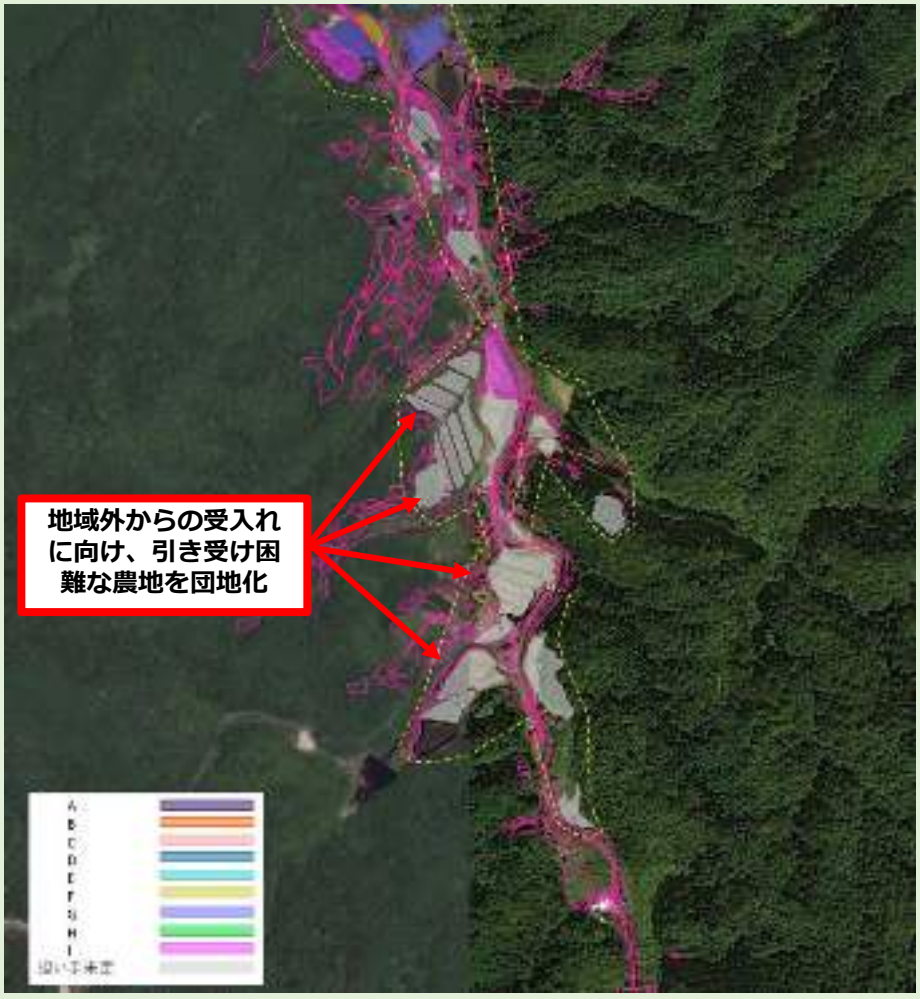

○　区域内の農用地等面積：67ha
　　（うち受け手不在農地：57ha）
○　位置付けられた農業者：9人(うち担い手:3人)

【地域農業の目指す姿】
水稲・飼料作物・畜産をベースとしつつ、水田利用が困難な農地は、地域外の担い手と連携し、飼料作物による粗放的利用

【ブラッシュアップの内容】
○出し手・受け手本人に加え、後継者や配偶者の意向を把握
○話合いに未参加の関係者への呼びかけ
○地域農業の将来の在り方の再確認
○受け手が引受け困難な農地の明確化
○地域外からの受入に向けた団地化の調整
○地域外の担い手と地域との調整
○栽培方法の実証等

４．農業参入の支援策

農業参入フェア

○　平成26年度から、農業への参入を希望する企業に対して、
　①　**企業を誘致したい都道府県等とのマッチングや相談対応**
　②　**先進的な参入事例等の発表**
　を行う「農業参入フェア」を開催。
○　令和８年度は、**12月に東京・大阪においてフェアを開催**するほか、**８月と10月にオンライン情報交換会を開催予定。**

農業参入フェア2026

東京会場

日時：令和８年12月17日(木)

会場：東京国際フォーラム

大阪会場

日時：令和８年12月８日(火)

会場：大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）

農業参入フェア開催実績

年　度	参加者　注１	開催地
令和３年度	447人	東京、大阪、福岡
４年度	529人	東京、大阪、福岡
５年度	514人	東京、大阪
６年度	515人	東京、大阪
７年度	765人　注２	東京、大阪

注１　参加者には、出展者等を含まない。
注２　令和７年度は、オンライントークセッションの視聴者を含む。（アーカイブ配信の視聴者は含まない。）

オンライン情報交換会

第１回オンライン情報交換会

日時：令和８年８月６日(木)

テーマ：「食品企業に学ぶ参入を具体化するヒント」

第２回オンライン情報交換会

日時：令和８年10月27日(火)

テーマ：「自治体と進める農業参入」

令和７年度オンライン情報交換会開催実績

開催日	テーマ	事例発表
第１回（８/８）	他の地域・集落等からの参入（参入側の視点から）	(有)るシオールファーム、(株)和みの杜、(株)なめがたしろはとファーム
第２回（８/26）	他の地域・集落等からの参入（受入側の視点から）	島根県江津市、茨城県
第３回（10/10）	異業種からの参入	Aitosa(株)、(株)プレナス、大和フード＆アグリ (株)
第４回（11/18）	農業分野への出資等を通じた参入	双日(株)、(株)三井住友銀行、(株)かまくらや

アーカイブは農林水産省ホームページで公開中

農業経営・就農支援センター

○　農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が**「農業を担う者」を幅広く対象**とし、**就農・参入から経営発展についてきめ細かなサポート**を実施する体制として**「農業経営・就農支援センター」を整備**。
○　**当センターは、就農等を希望する者からの相談に対応**し、希望者のニーズに応じた**就農・参入先市町村等を提案、紹介**することで、**円滑な就農を支援**するとともに、**農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応**して課題解決に向けた**指導・助言を実施**。

農業経営・就農支援センターの機能を担う体制の整備

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（**農業経営・就農支援センター**）**としての機能を担う体制を整備**

①農業経営に関する援助（助言・指導等）
経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承、農業経営の法人化のために必要な助言・指導等

②就農等希望者に対する援助（相談対応・情報提供等）
就農等希望者などからの相談への対応、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の収集・提供等

③希望に応じた市町村等の関係者への紹介・調整
関係者から提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じた市町村等の関係者への紹介、必要な調整等

農業経営・就農支援センターによる支援

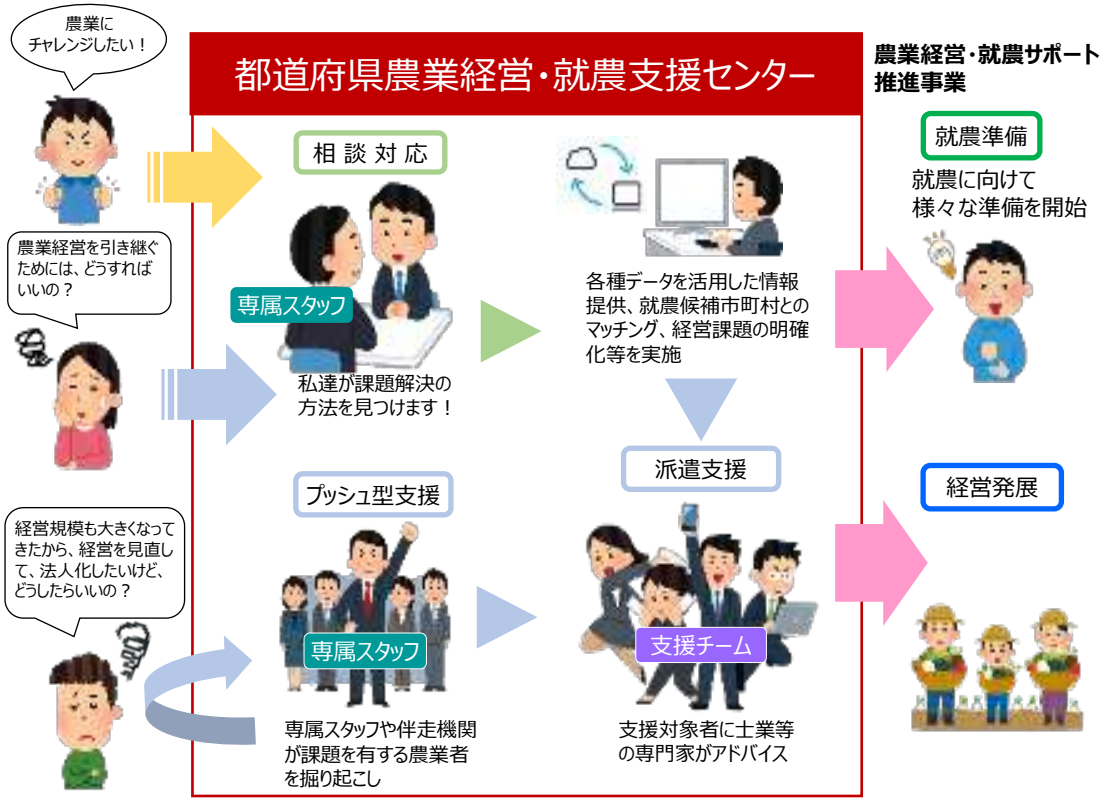

地域外からの担い手の参入促進

令和８年度予算額　86,765百万円の内数（前年度 －）
〔令和７年度補正予算額　136,375百万円の内数〕

＜対策のポイント＞
将来の受け手が位置付けられていない農地を引き受けやすくするため、農地中間管理機構（農地バンク）の活用により、当該農地の集約化、大区画化によって農業団地の整備を行うとともに、国・都道府県・市町村が連携した地域外からの担い手の参入促進の取組に係る支援体制の構築、担い手不足の地域と担い手とのマッチング、担い手による機械の導入等を支援します。

＜政策目標＞
○販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（９割［令和12年度まで］）　○担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の全体像＞

農地を集約化し農業団地を設定

将来の受け手のいない農地の集約化

・市町村のほか、都道府県、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等が協力して、地域計画のブラッシュアップを行い、将来の受け手が位置づけられていない農地を集約化

・農業団地（担い手参入）エリアを設定

◇農地集約化促進事業
令和7年度補正予算額
8,000百万円の内数

◇地域外からの担い手参入促進緊急対策
令和7年度補正予算額
110百万円

基盤整備／地域外からの担い手誘致

農地等の基盤整備

・農地バンクを活用して集約化した農地を対象に、農業団地エリアを含め、
①農地の大区画化、②草刈り・水管理等の管理作業の省力化整備、
③水田の汎用化・畑地化、④農道の整備
等を集中的に実施

・老木・廃農業用ハウス等の移設・撤去等

◇農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞
令和７年度補正予算額　103,479百万円の内数
令和８年度予算額　　62,469百万円の内数

◇農地の耕作条件改善等
令和７年度補正予算額　12,500百万円の内数
令和８年度予算額　　20,775百万円の内数

地域外からの担い手の誘致

・国・都道府県・市町村の担い手参入支援に関する連携体制を構築し、
①農業団地（集約する受け手不在農地）、参入希望法人の情報の一元化
②農業法人・企業参入フェア、現地視察、優良事例の分析
等を実施し、担い手誘致を促進

◇地域外からの担い手参入促進緊急対策（再掲）
令和7年度補正予算額　110百万円

◇農業経営・就農支援体制整備推進事業
令和8年度予算額　　600百万円の内数

機械等の導入促進

担い手への機械等の導入促進

・地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械の導入等を促進

◇地域農業構造転換支援事業
令和7年度補正予算額
12,286百万円の内数
令和8年度予算額
2,920百万円の内数

受け手不在農地が解消

［お問い合わせ先］（事業全体について）経営局経営政策課　（03-3502-6441）

地域外からの担い手参入促進緊急対策

令和７年度補正予算額　110百万円

＜対策のポイント＞
農業者の急速な減少が進展する中、地域農業を維持し、**将来の受け手がいない農地を解消するため**、都道府県・市町村と連携しつつ、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、**地域外からの担い手の参入を促進**します。

＜政策目標＞
○　販売金額に占める主業経営体＋法人等団体経営体シェア拡大（９割［令和12年度まで］）
○　担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

地域計画の実現に向けて、**将来の受け手がいない農地を解消するため**、都道府県・市町村と連携しつつ、**民間事業者の知見・ノウハウを活用して**、

①　**地域外からの担い手を誘致するための農業団地エリアに関する情報や農業参入を希望する法人に関する情報を一元化**するとともに、

②　**農業団地エリアに係る事業構想を具現化するための実施計画の策定**

を通じて、**地域外からの担い手の参入を促進**します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

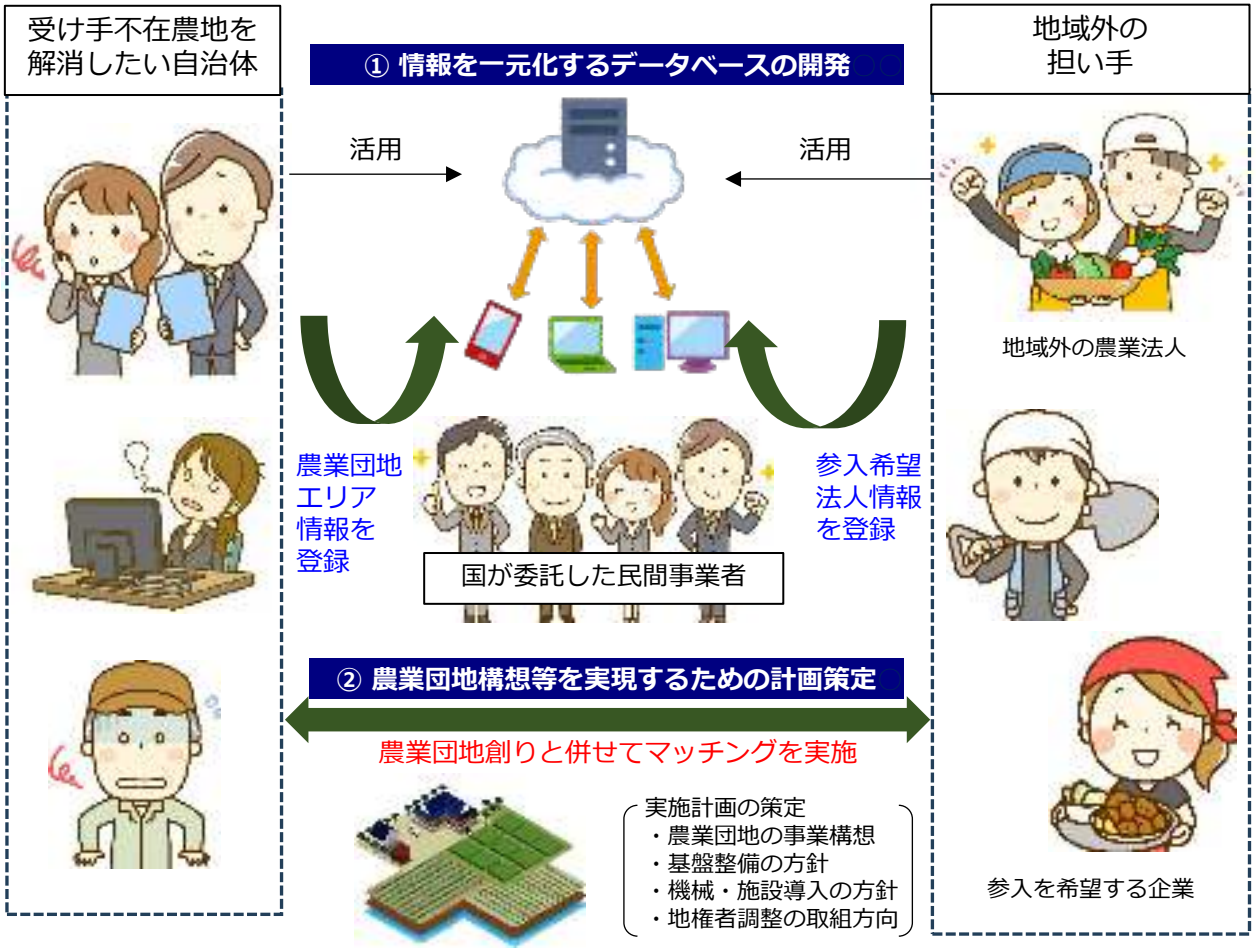

［お問い合わせ先］経営局経営政策課（03-6744-2142）

農地の集約化等の取組の加速化のうち

農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和８年度予算額 4,644百万円（前年度 4,276百万円）
〔令和７年度補正予算額 8,000百万円〕

＜対策のポイント＞

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化等の取組**を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、**農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致**するための取組を支援します。

＜政策目標＞

担い手への農地集積率向上（７割［令和12年度まで］）

＜事業の 内容＞

１．農地中間管理機構事業　　4,644百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員の配置等による事業推進**など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消**の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

２．農地集約化促進事業

【令和７年度補正予算額】8,000百万円

地域計画の早期実現に向け、**農地バンクを通じた貸借等**により、**農地の集約化等に取り組む地域**を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた**大規模な農地の集約化等**の取組を支援します。更に**地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用**して**新たな担い手を誘致する団地の創出**に取り組む地域を支援します。

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

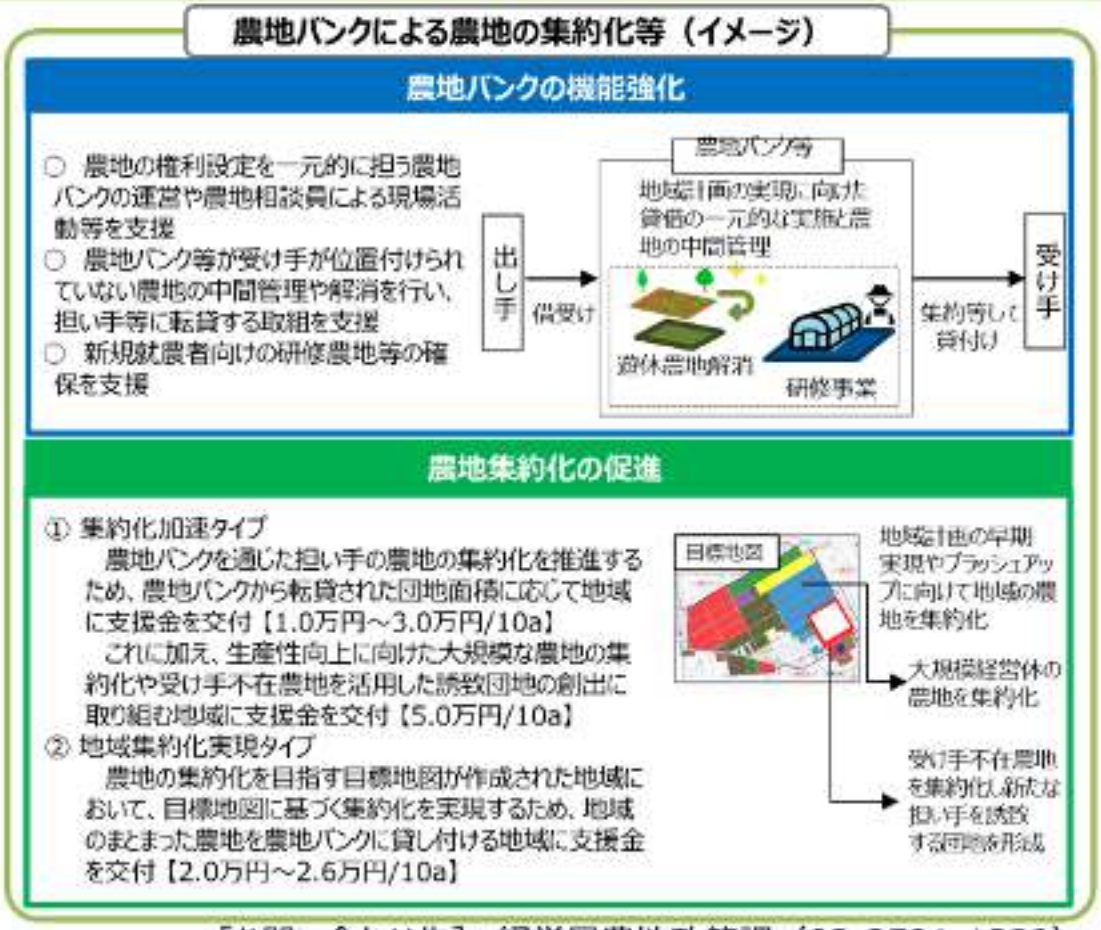

［お問い合わせ先］ 経営局農地政策課（03-3591-1389）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農業競争力強化農地整備事業＜公共＞

令和８年度予算額
62,469百万円（前年度 67,763百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額 103,479百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、**生産効率の向上**、**高収益作物への転換**を図る農地の大区画化・汎用化など、**農地の整備**を推進します。

＜事業目標＞

○ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（９割以上［令和11年度まで］）
○ 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が２割以上増加している地区の割合（８割以上［令和11年度まで］）

＜事業の 内容＞

１．農地整備事業
地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に実施

２．実施計画等策定事業
農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定

３．草地畜産基盤整備事業
草地に立脚した畜産経営の展開に必要となる草地の基盤整備等を実施

４．農業基盤整備促進事業
畦畔除去、暗渠排水等、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備を実施

＜事業イメージ＞

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

（事業前）小規模で不整形な農地　　（事業後）大区画化・整形した農地

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。

＜事業の流れ＞

［お問い合わせ先］　（１、２、４の事業）　農村振興局農地資源課　（03-6744-2208）
（３の事業）　畜産局飼料課　（03-6744-2399）

農地耕作条件改善事業

令和８年度予算額 20,275百万円（前年度 19,843百万円）
〔令和７年度補正予算額 10,000百万円〕

＜対策のポイント＞
農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じた**きめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組**等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞
基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（９割以上［令和11年度まで］）

＜事業の 内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の１～６を支援します（１～６は組み合わせることが可）。

１．農地集積促進
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援**します。

２．高収益作物転換
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の**高収益作物への転換に必要な取組を支援**します。

３．スマート農業導入
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

４．病害虫対策
農地の土層改良や排水対策等の**病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援**します。

５．水田貯留機能向上
水田の雨水貯留機能を向上する**「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援**します。

６．土地利用調整
多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援**します。

※地域計画内における整備農地周辺の**未整備農地を整備**する場合、**機構集積推進費**の活用が可能
※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】総事業費200万円以上、農業者数２者以上 等

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］ 農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）

大区画化等加速化支援事業

令和８年度予算額 500百万円（前年度 －）
〔令和７年度補正予算額 2,500百万円〕

＜対策のポイント＞
食料・農業・農村基本計画に基づき、**初動５年間で農業構造転換を推進**し、生産性の向上を図るため、**法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組**を支援します。

＜事業目標＞
○ 水田の基盤整備（約９万ha）うち、1ha以上の大区画化（約６万ha［令和11年度まで］）
○ 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上［令和11年度まで］）

＜事業の 内容＞

1．農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**簡易な基盤整備を定額で支援**します。
【定額上限】区画拡大 ７万円/10ａ、畦畔除去 ４万円/100m、
暗渠排水 18万円/10ａ 等
※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2．調査・調整活動等に係るソフト事業
権利関係、農家意向、農地集積等に関する**調査・調整活動等に要する経費を定額で支援**します。
【定額上限】300万円/地区

3．大区画化等推進協議会の事務費
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】農地の区画拡大を実施すること

＜事業の流れ＞

※大区画化等推進協議会：各都道府県に１つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

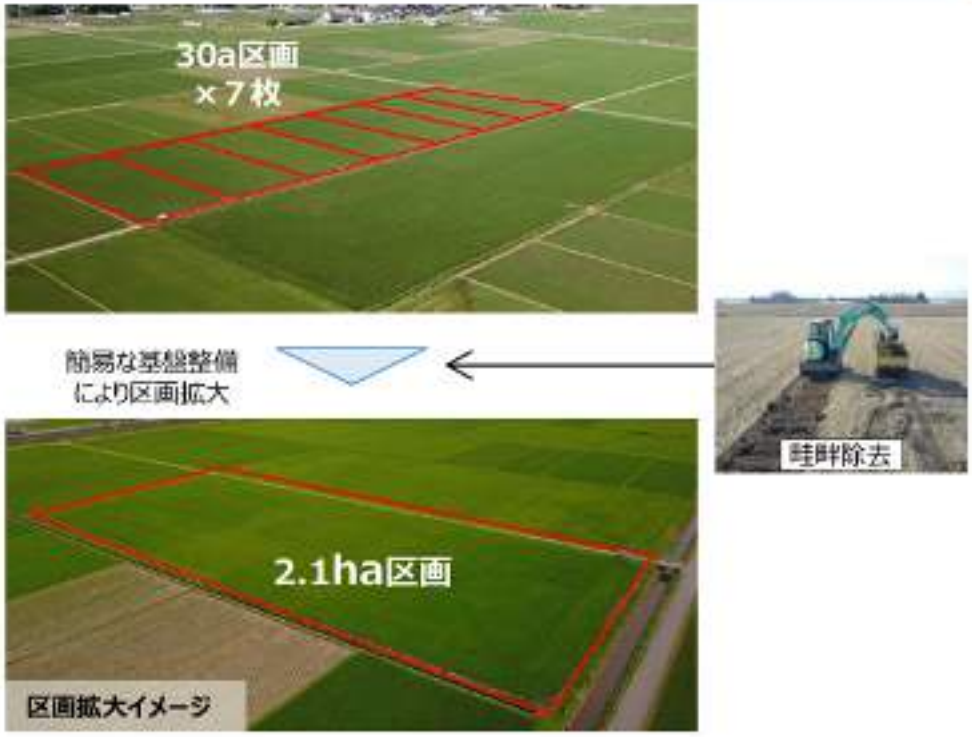

［お問い合わせ先］ 農村振興局農地資源課 （03-6744-2208）

農山漁村振興交付金のうち

最適土地利用総合対策

令和８年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和７年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

地域ぐるみの話合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、**農山漁村地域における荒廃農地の解消等**のため、地域の状況に応じた**最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生**や**農用地保全のための活動、基盤整備等**の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区［令和８年度まで］）

<事業の内容>

１．最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置
④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限５年、<ソフト>交付率：定額（上限5,000万円（年標準額：1,000万円）※粗放的利用支援１万円/10a又は５千円/10a、農用地保全等推進員　250万円/年、<ハード>交付率：5.5/10等（上限1億円（年標準額：2,000万円））】
※粗放的利用支援は、事業期間中に最大3年

２．荒廃農地再生支援事業（新規）

話合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等**を支援します。
【事業期間：上限１年、交付率：１/２（総事業費200万円未満）】

３．最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。
【事業期間：上限１年、交付率：定額】

<事業の流れ>

<事業イメージ>

［お問い合わせ先］　農村振興局地域振興課　（03-6744-2665）

畑地化促進事業

令和７年度補正予算額　19,457百万円

＜対策のポイント＞

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、**畑利用への円滑な移行**を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、**生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）**を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、**関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担**（土地改良区の地区除外決済金等）**等に要する経費を支援**します。

＜事業目標＞

麦・大豆等の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha［令和５年度まで］→麦32.8万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

１．畑地化支援

水田を畑として利用し、**畑作物**（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の**本作化に取り組む農業者を支援**します。

２．定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を**５年間、継続的に支援**します。

３．産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整に要する経費や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞　営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

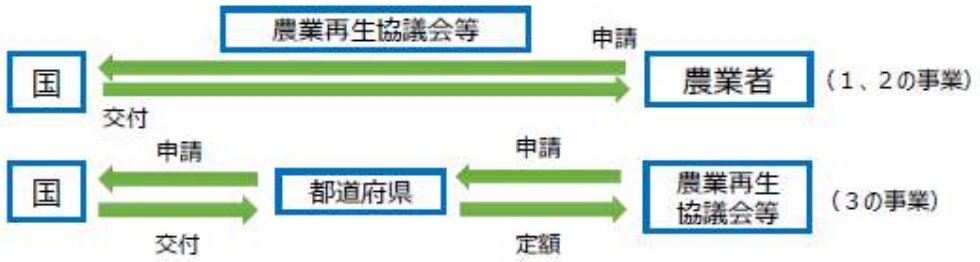

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	１ 畑地化支援（令和８年産単価）	２ 定着促進支援（令和８年産単価）
畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）	7万円/10a	・2.0（3.0※）万円/10a　×５年間 または ・10.0（15.0※）万円/10a（一括） （※ 加工・業務用野菜等の場合）

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援
（定額（１協議会当たり上限300万円））

※ **借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和８年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援
（定額（上限25万円/10a））

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

担い手への農業用機械・施設の導入

令和８年度予算額 4,007百万円（前年度 1,986百万円）
〔令和７年度補正予算額 12,286百万円〕

<対策のポイント>
地域の中核となって**農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合**に**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<事業目標> ［2030年まで］
○ 担い手への農地集積率 ７割
○ 販売金額に占める担い手のシェア ９割

<事業の内容>

1．地域農業構造転換支援対策 **2,920百万円**

① 地域農業構造転換支援事業
地域の中核となって**農地を引き受ける担い手**が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

② 新規就農者チャレンジ事業
認定新規就農者（65歳未満）の**早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

○ 補助率：購入 3/10以内、リース 定額（取得額相当の3/7）
○ 補助上限：個人1,500万円、法人3,000万円
○ 成果目標 ※以下から選択
- 経営面積の３割又は４ha以上の拡大
- 付加価値額１割以上の拡大
- 労働生産性３%以上の向上

2．農地利用効率化等支援事業 **1,087百万円**

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合等に支援します。

（融資主体支援タイプ）
○ 補助率：3/10以内
○ 補助上限：300万円等

<事業の流れ>

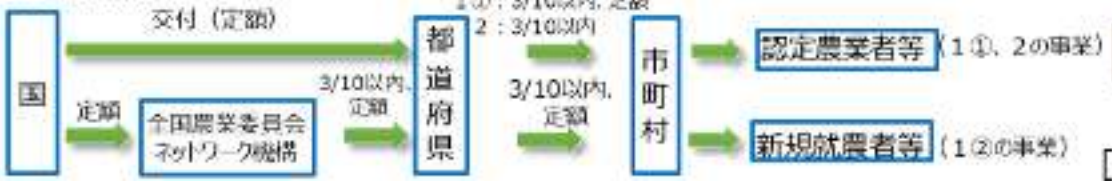

<事業イメージ>

地域計画のブラッシュアップを通じて、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援

<対象者>
地域計画に位置付けられた担い手（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者）

<対象地域>
地域計画の目標集積率が６割以上（都府県の中山間地域は５割以上）
又は現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

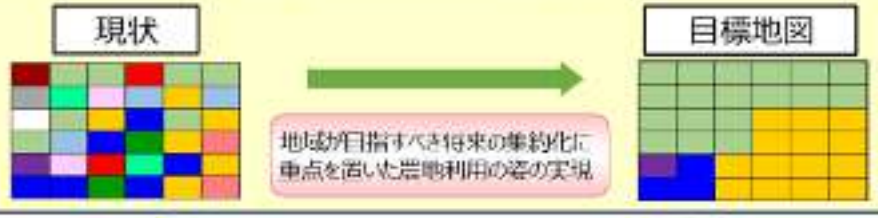

地域農業の維持・発展

［お問い合わせ先］経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

５．農業参入の事例

外部からの参入①（他集落・他市町村に拡大した農業法人の事例）

1　有限会社Y（コメ）/ 農地所有適格法人【茨城県】

○ 規模拡大に伴い、**隣の市までほ場を拡大**。平成８年に法人化し、約180haで水稲栽培を行う。

○ 農地の集積・集約化のほか、スマート農業技術の導入により**コスト削減を推進**。
　また、品種や栽培方法を組み合わせることで、作期をずらし、**１台のコンバインですべての収穫を行う手法を展開**。

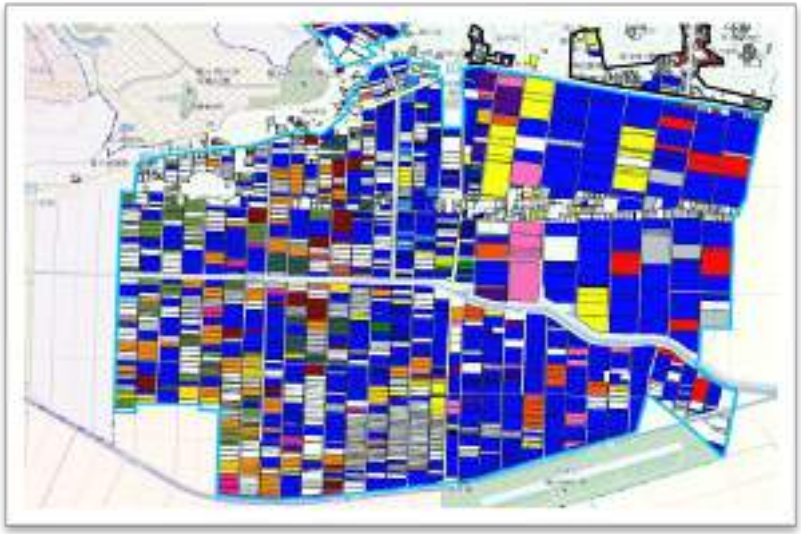

同一市内の他集落にも拡大

2　農事組合法人T（コメ・果樹等）/ 農地所有適格法人【岩手県】

○ 農家の減少に伴い、旧村単位で設立し、**複数集落での生産体制を構築**。平成19年にT営農組合として設立し、平成25年に大字単位で集落組織を再編した上で、法人化（1集落平均は農家戸数64戸・水田面積82ha）。

○ M市T地域を対象とした**加入組合員農家戸数926戸・経営面積908ha（令和６年度）**で、広域の集落営農組織として、農産物の生産・販売や６次産業化、農地の管理・利用集積などを実施。

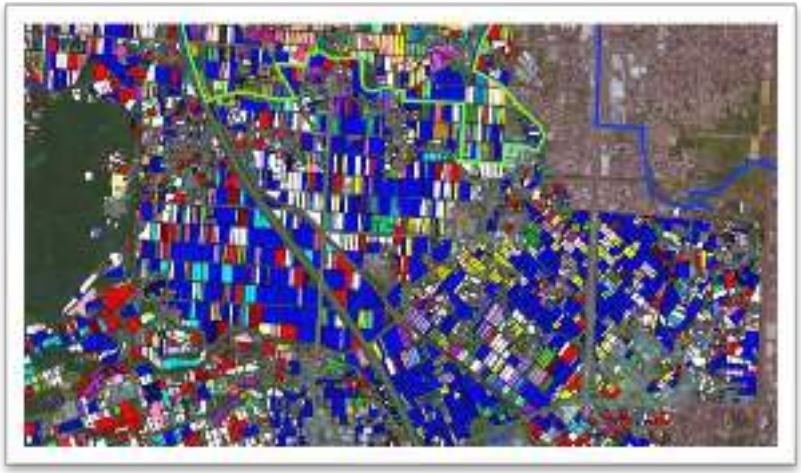

同一市内の他集落、他町にも拡大

外部からの参入②（県外に拡大した農業法人の事例）

1　株式会社N（果樹ほか）/ リース法人【青森県、静岡県、群馬県など】

○ **青森県でのリンゴ生産**に始まり、**静岡県、群馬県等で多品目の生産を展開**。平成28年に設立し、リンゴをはじめとして生産から販売まで一気通貫で行う体制を構築。

○ 収穫量を増やす栽培方法や海外の最新農業機器の導入と共に、大規模な園地の運営により、**生産効率の向上を実現**。

2　株式会社S（トマト、レタスほか）/ 農地所有適格法人【山梨県、岩手県など】

○ **山梨県で露地野菜の生産**を開始し、**岩手県、兵庫県等にも進出**し、施設野菜を生産。

○ 平成16年に設立し、露地野菜0.5haからはじめ、平成25年には山梨県で総合商社と共同出資した法人による太陽光植物工場でのトマト栽培を開始し、現在は、**全国13か所（施設）まで拡大**。
　2021年には静岡県で施設園芸の技術を生かして、リーフレタスの栽培を開始。

外部からの参入③（異業種の企業の事例）

○　異業種の企業が、農業と関わる目的や方法は様々あるが、**①安定調達を図るための関係構築、②協業を進めるための出資関係の構築、③自ら農業参入することが主な取組内容**となっている。

企業による農業との関わり方

＜関係性＞
浅い

◆市場や卸売業者などを通じた食品の原材料の調達

◆加工食品の原材料の供給元と需要先として、「安定生産」と「安定調達」を図るための関係構築

◆生産技術への助言、出荷の簡素化への協力等、本業から農業への「関与」の促進

◆農業と本業との協業を進めるための 「出資関係」の構築

◆効率的な流通の実現や外食における自主的な産地表示の促進、有機農産物の活用による付加価値向上等、食品流通や外食を含む幅広い連携の取組

◆異業種の企業による農業への参入

深い

農業との関わり方ごとの取組事例

KR（株）［食品加工］

・生産者は、**食品加工業者との契約栽培により安定した販売先を獲得**。食品加工業者は**安全安心な原材料を安定調達**。
・食品加工業者は産地に向けて、**栽培技術や新品種の開発**や、**契約主産地に担当者を配置**し、生育状況を確認。

（株）KM［そば生産］

・**設備投資や運転資金確保等のため**に、食品企業２社（農産物出荷先）から出資を受け、財務基盤強化及び契約栽培のより安定的な経営を実現。

KM（株）［食品加工］

・**持続可能なお米の調達**等を目的に、**地元農家５名との共同出資**により、 合同会社N（農業法人）を設立。
・主食用米・米菓用米のほか、高温耐性・多収量等の**新品種の栽培**や、**直播等の新しい栽培方法に取り組み中**。

（株）M［外食］

・**生鮮野菜の安定調達**のため、全国の契約産地と連携を強化。
・**農地所有適格法人M**を**地域の生産者と共同で設立運営**。